

## 11 制度変更に関するQ&A

### Q1 制度変更を行う必要性はどんなところにあるのか。

A. 当基金は昭和46年設立され、高度経済成長を前提とした仕組みのまま現在に至っております。この間、社会経済情勢は大きく変化していますので、低成長時代において安定的に発展していけるよう予定利率を引き下げて財政運営の健全化を図るようにしました。

### Q2 給付水準は維持して掛金を引き上げればよいではないか。

A. 予定利率の引下げに伴い、事業主の皆様には1.0%の負担増をお願いすることとしていますが、厳しい経営環境下において事業主負担にも限界がありますので、今回はやむを得ず加入員の皆様には給付水準の引下げという形で実質的に一部負担をお願いするようにしました。

### Q3 基本プラスアルファ部分が大幅に引下げとなるのは何故か。

A. 基本プラスアルファ部分については、平成17年4月から中途脱退者に係る企業年金連合会への引継額の算出方法（割引率の引下げ）が変更になり、その額が増加しているため、基金財政への影響を考慮してこの部分の比重を引き下げ、その分第1加算の引下幅を抑えるようにしました。

### Q4 既に年金を受給している者についても年金額も引き下げるべきではないか。

A. 年金受給者については、次の理由で給付水準引下げの対象外としています。

- ① 年金受給者については、生活設計に大きな影響を及ぼすことから原則として給付の引下げが認められず、実施の場合、特別に厳しい条件が設けられています。
- ② 仮に年金受給者が引下げに同意するなど条件をクリアしても、請求があった場合、時価ベースの一時金保障が義務付けられており、基金財政に悪影響を及ぼす恐れがあります。
- ③ 当基金は昭和46年に設立されましたが、加算年金を設けたのが平成6年ですので、現在の受給者の年金額は平均的に低水準となっています（平均月額6,835円）。

### Q5 制度変更に必要な同意が得られなかった場合、どんな結果になるのか。

A. 給付水準の引下げを伴う制度変更については、加入員の2/3以上の同意、併せて加入員の1/3以上で組織する労働組合の同意が必要とされています。この条件が満たせませんと今回の取組みを断念せざるを得ず、経済の低成長時代において基金が安定的に発展していくうえで大きな禍根を残すこととなります。

### Q6 もし基金が解散すると我々の年金はどうなるのか。

A. 基金が解散した場合は基金から支払われる年金のうち国の代行部分は基金から企業年金連合会へ資産が移管され、企業年金連合会から年金を受け取ることとなります。基本年金のプラスα部分と加算部分は、基金解散時の残余財産に応じて、加入員や受給者等に配分されることになり、原則として一時金を支給して清算されます。

### Q7 給付減額にあたり、加入期間に経過措置を設けないのはなぜか。

A. 現行制度では総加入期間と平均給与が同じでありながら、加算型切替日（H6.4.1）以後の加入期間が長い程受給額が多くなる仕組みになっていることから、変更案では加入時期に関わらず総加入期間と平均給与が同じであれば給付額も同じになるよう、基金設立時（S46.4.1）に遡って変更案による給付設計を適用するようにしました。

### お問い合わせ先

本件に関しましてご不明な点などがございましたら下記までお問い合わせください。  
また、下記HPにてQ&Aを掲載していますのでご利用ください。

### 建設コンサルタンツ厚生年金基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-4-3 ビネックス麹町4F  
電話：03-3263-3108 FAX：03-3239-1607  
ホームページ <http://www.kenkon-kikin.or.jp>

# 給付水準 引下げのお願い

## 建設コンサルタンツ厚生年金基金の加入員の皆様へ

加入員の皆様には、厚生年金基金の事業運営につきまして、日頃より格別なご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当基金は、建設コンサルタンツ業界で働く皆様の生活の安定と福祉向上を図るとともに業界の発展を願って昭和46年4月に設立され、平成18年4月には満35年を迎えることとなります。平成17年3月末現在の加入員数はピーク時より減少しているものの29,200人、年金受給者数は年々増加の一途をたどり約8,400人となっています。

この間、基金を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、バブル経済の崩壊、景気の低迷とデフレ経済、さらに、少子高齢化の進展が続くなかで基金財政も厳しい運営を強いられています。また当基金は積立金の運用により5.5%の収益が得られることを前提に掛金や給付水準を設定されていますが、現在の金利水準等から考えると、近年は実態から大きくかけ離れたものとなっています。

今後、基金制度が長期にわたって安定的に発展していくためには、社会経済情勢の変化を踏まえて制度を見直すことが緊急の課題であり、一昨年以來、財政健全化に向けた対応策について検討を重ねてきました。その結果、国の年金制度改正や当基金の財政再計算を契機に、安定低成長の時代に相応した仕組みに切り替える必要があると判断して、予定利率を引下げることといたしました。

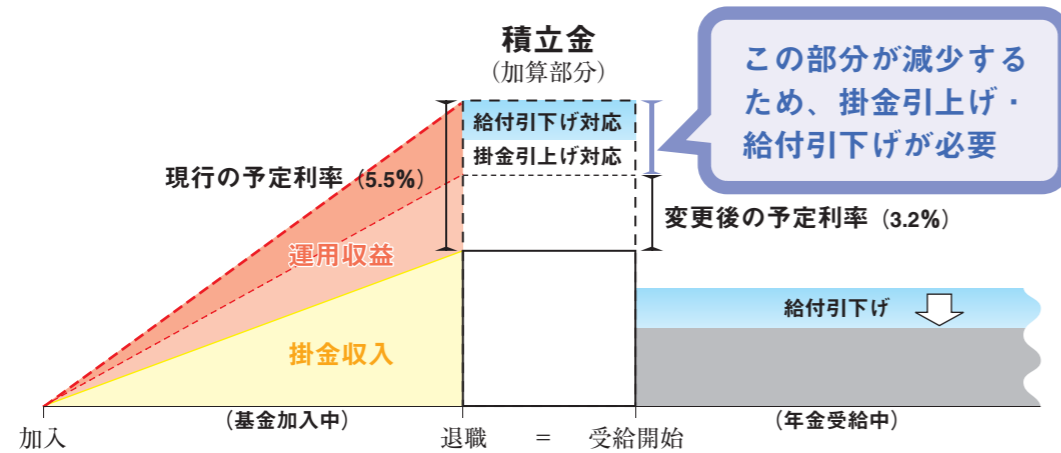
つきましては、事業主への掛金の引上げとあわせて、加入員の皆様には給付水準の引下げを行うことについて基金の長期的かつ安定的発展のため何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 1 制度変更案の概要

- 加算部分に用いる予定利率を金利水準の実勢に近づけることとし、現行の5.5%から3.2%に引下げます。
- 予定利率の引下げに伴う増加掛金率2.0%（第2加算を除く）のうち1.0%について、事業主に追加負担をお願いします。
- 加入員の皆様には、事業主の負担増を抑制するうえから、増加掛金率1.0%に相当する給付水準の引下げをお願いします。
- 第1加算については、年金受給（15年保証）で現行の77%の水準、一時金選択の場合は現行の90%の水準とし、基金設立時（昭和46年4月）から第1加算があったことにします。
- 基本プラスα（アルファ）については現行の11.6%の水準（国が定めた基準の下限）とし、基金設立時（昭和46年4月）に遡って適用します。
- 給付額の算出方法については、経過措置を設けず、同一条件（加入期間、平均給与など）であれば同一額となるよう設計します。
- 実施時期は、平成18年7月1日を予定しています。

## 2 予定利率の引下げのイメージ

予定利率を引下げますと、運用収益の減少に相当する分の積立金が不足することになりますので、掛金の引上げ（事業主負担）や給付の引下げで対応することになります。



## 9 同意のお願い

給付水準の引下げにつきましては、加入員の皆様のご理解（同意書の提出）がなければ実施することができません。後日配付いたします「同意書」には加入員一人ひとりの自署、押印（シャチハタ印不可）をお願い致します。

### ★ 同意手続き対象者

平成18年7月1日現在60歳未満（昭和21年7月2日以降生まれ）で、基金に加入の方が対象になります。

- (1) 加入員の同意 加入員（同意手続き対象者）の3分の2以上の同意が必要です。
- (2) 労働組合の同意 設立事業所に使用される加入員（同意手続き対象者）の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、上記（1）のほかに当該労働組合の同意が必要です。

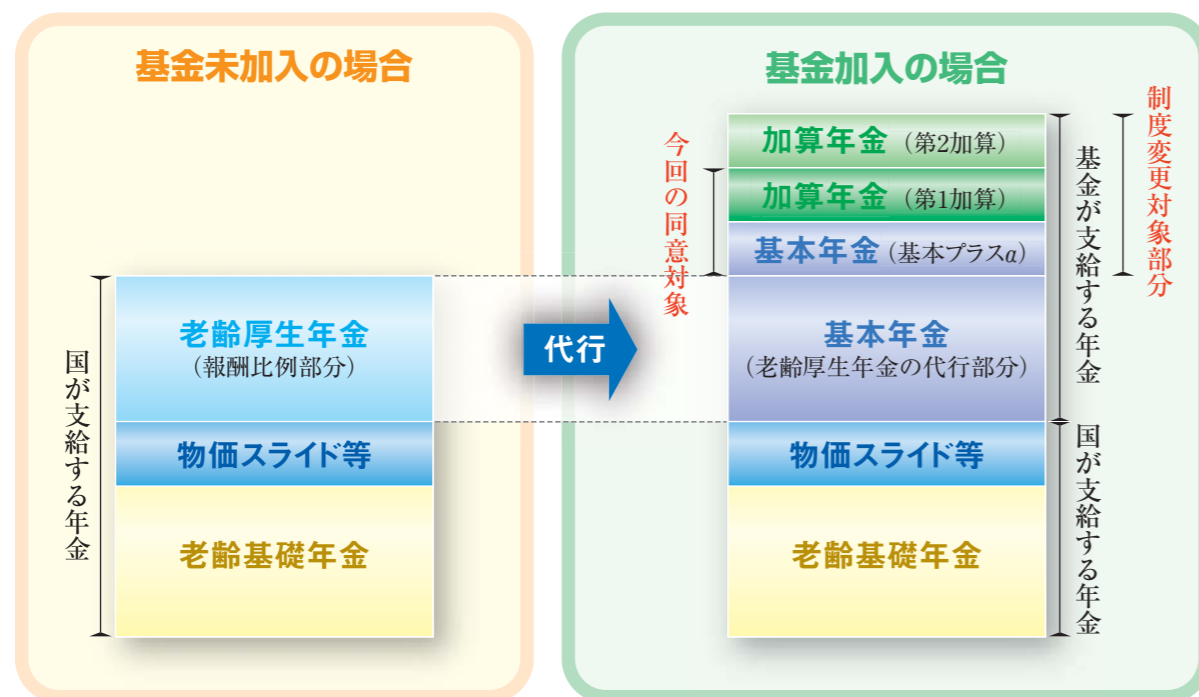
給付水準の見直しの対象となるのは基本プラス $\alpha$ 部分と加算年金部分となりますが、今回の同意手続きの対象となるのはこのうち全加入員に共通の基本プラス $\alpha$ 部分と第1加算部分です。第2加算に加入の方々には改めて本年4月頃に、制度変更のご説明を行い、同意のお願いをする予定です。

## 3 基金の仕組みと給付水準見直しの対象部分

厚生年金基金は国の厚生年金の一部を代行し、積立金の運用によって、国の厚生年金よりも有利な年金を支給する制度です。当基金の年金給付には、基本年金と加算年金があります。基本年金は、国の年金の代行部分に基本プラス $\alpha$ を上乗せした年金、加算年金は当基金で独自に設計した年金で、全加入員に共通の第1加算と、加入事業所の選択により一部の加入員に適用される第2加算があり、今回の見直しの対象は基本プラス $\alpha$ 部分と加算年金部分です。

## 10 今後のスケジュール

平成18年2～4月末	事業主から加入員・労働組合への説明、同意を得る手続き <第2加算は説明用資料等の準備が整い次第4月中に実施予定>
平成18年4月下旬	給付水準引下げに関する同意書の集約
平成18年5月初旬	規約の変更（臨時代議員会）、厚生労働省へ認可申請
平成18年7月1日	認可後、新規約（変更制度）の実施



## 2 加算年金創設(平成6年4月1日)前の加入期間がある者の年齢区分による給付額の比較

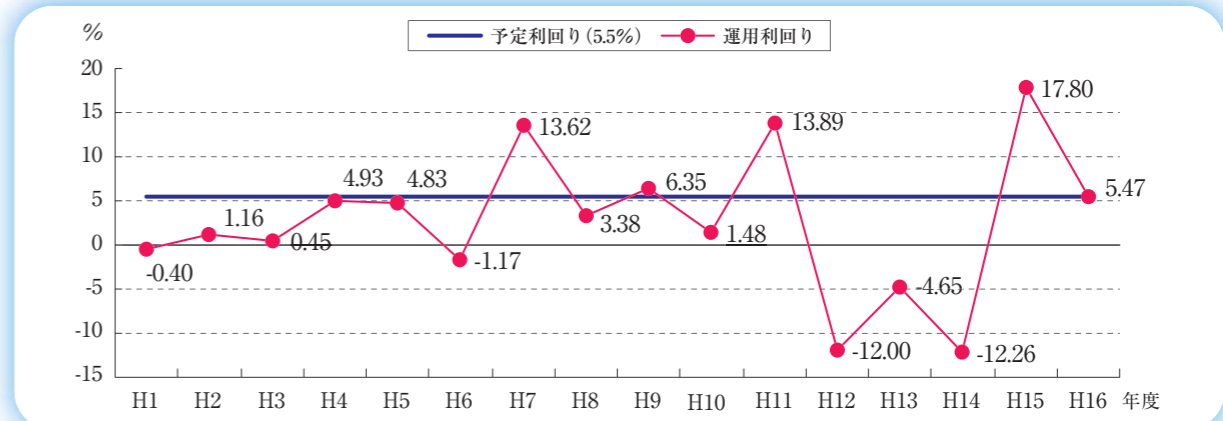
- ★ 給付額は、平均月額給与40万円、35年加入の例です。
- ★ 表の「加算年金あり」の期間は、「今までの加入期間(12年) + 今後の加入期間」です。
- ★ 年金月額欄は、60歳到達時に35年を満たして退職する場合の年金月額の概算です。

H 18.4.1 現在の年齢	加算年金創設前後の加入期間内訳		年金月額(基本プラスα+第1加算)		
	H6.4.1		現行	変更後	水準(%)
60歳	23年	12年(加算年金あり)	24,290円	16,660円 (平均給与・加入期間が同じ者は同額。)	68.6
55歳	18年	17年	25,430円		65.5
50歳	13年	22年	27,590円		60.4
45歳	8年	27年	30,440円		54.7
40歳	3年	32年	31,250円		53.3
35歳		35年	31,740円		52.5
30歳		35年	31,740円		52.5
25歳	(加算年金なし)	35年	31,740円		52.5

※ 給付額の比較は、基金のホームページでもご覧になれます。

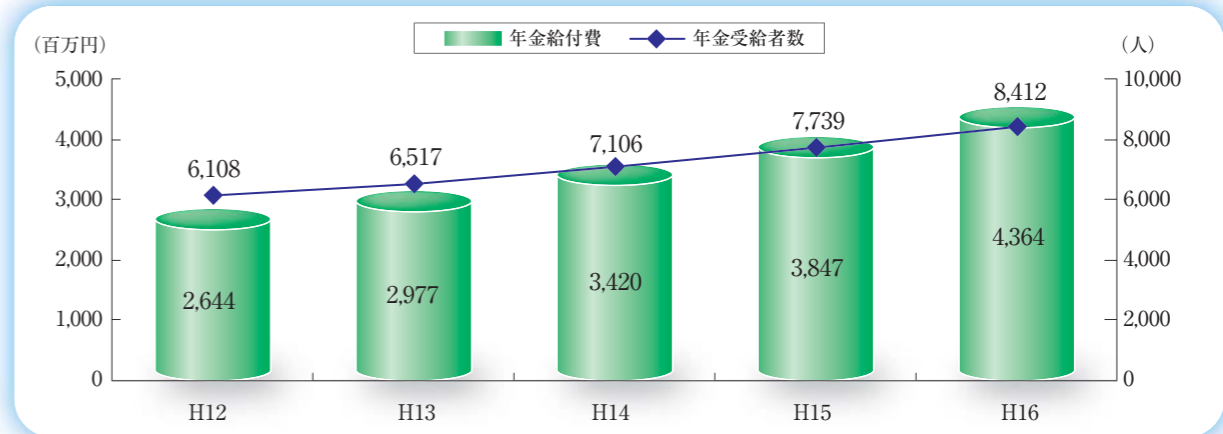
## 4 建設コンサルタント厚生年金基金の現状

### 1 運用利回りの推移

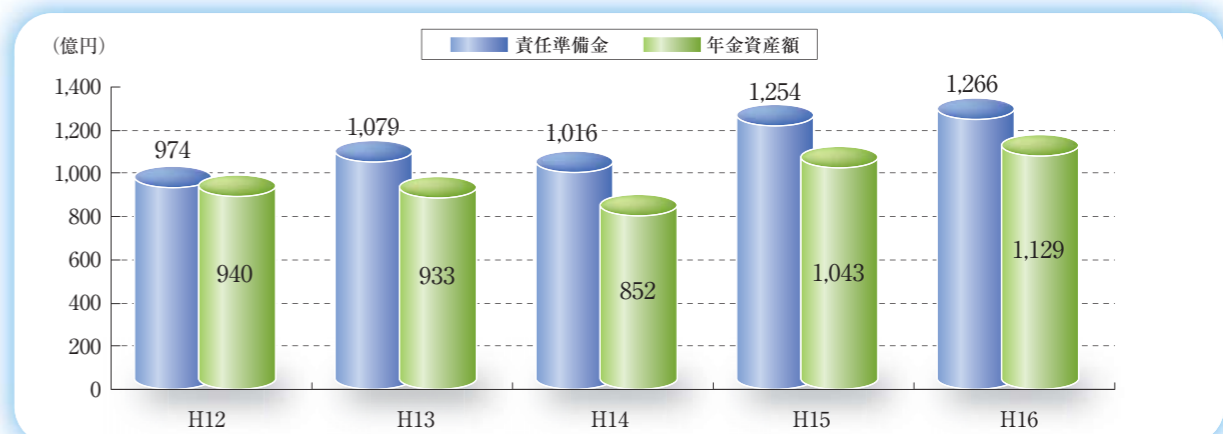


★ 基金設立以来の平均: 5.56%、最近10年間の平均 2.83%、最近5年間の平均 -1.76%

### 2 年金受給者と年金給付費の推移



### 3 責任準備金と年金資産額の推移



★ 責任準備金とは、将来の給付に備え、基金が保有していなければならない積立金の額の事です。

## 7 掛金率の引上げ

予定利率の引下げに伴って掛金率が増加します。事業主の負担増は各社共通部分で1.0%、金額にして1人当たり年間約50,800円になります。なお、加入員の掛金負担増はありません。

区分		現行	変更後	増加掛金
基本部分	事業主負担	2.95%	3.05%	0.10%
	加入員負担	1.95%	1.95%	0.00%
第1加算	事業主負担	0.80%	1.70%	0.90%
	加入員負担	0.00%	0.00%	0.00%
各社共通部分の合計(事務費掛金除く)		5.70%	6.70%	1.00%
第2加算 <事業主負担>	新設コース	-	0.50%	-
	第1種	0.50%	0.80%	0.30%
	第2種	0.70%	1.10%	0.40%
	第3種	1.10%	1.80%	0.70%

※ 第2加算の掛金率は、コース変更の状況によって変化する可能性があります。

## 8 受給者・受給待期者の取扱い

受給者、受給待期者の給付水準の引下げについては、次の理由から、今回は対象外とします。

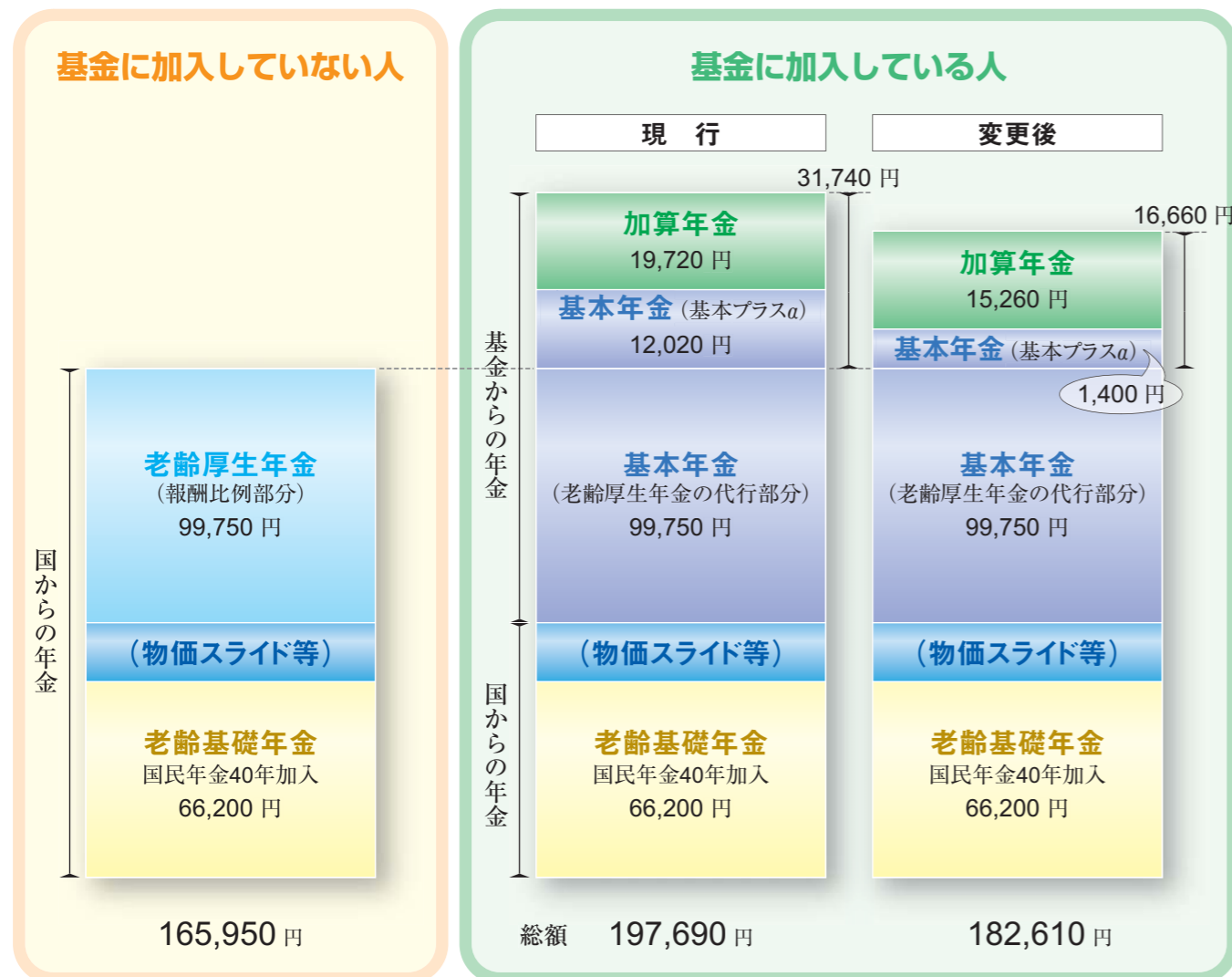
- (1) 受給者は現に年金を受けて生計を維持していますので、厚生労働省はその給付水準の引下げを例外的なものとして厳格に扱っています。
- (2) 受給待期者については、加算年金創設後の期間が短く年金額が低い状況にあります。

## 5 制度変更前後の給付額の比較

### (給付モデルの前提)

- ・ 平均月額給与：40万円
- ・ 加入員期間：35年（平成6年4月1日（加算年金創設）以降の加入、60歳退職を仮定）
- ・ 加算年金は第1加算のみ（全加入員に共通の年金）

基本年金（代行部分と基本プラス $\alpha$ ）の支給開始年齢は老齢厚生年金（報酬比例部分）と同様、65歳まで段階的に上げられます。なお、加算年金は60歳から支給されます。



- ★ 制度設計変更後の年金総額の減額率は7.63%（（182,610円 - 197,690円） / 197,690円）です。
- ★ 基金設立時（昭和46年）から35年間加入者の年金月額（図の31,740円に相当する額）は24,290円で、現行での総額（図の197,690円に相当する額）は190,240円、減額率4.01%となります。
- ★ 基本年金のうち代行部分については、給付水準の変更（減額）はありません。

## 6 給付水準の比較

### 1 加算年金創設（平成6年4月1日）以降の加入期間に基づく給付額の比較

#### 1) 第1加算年金の制度的モデルによる比較

★ 給付額は、平均月額給与40万円を例にしています。

加入期間 (60歳以後退職)	年金の月額			一時金を選択の場合		
	現行	変更後	水準(%)	現行	変更後	水準(%)
38年	23,550円	18,250円	77.5	2,901,000円	2,611,100円	90.0
35年	19,720円	15,260円	77.4	2,428,800円	2,184,200円	89.9
30年	14,490円	11,210円	77.4	1,785,200円	1,604,800円	89.9
25年	10,480円	8,110円	77.4	1,291,400円	1,161,300円	89.9
20年	7,130円	5,510円	77.3	878,800円	789,300円	89.8
15年	4,620円	3,570円	77.3	568,700円	511,400円	89.9
10年	2,720円	2,100円	77.2	334,700円	300,400円	89.8
5年	800円	610円	76.3	98,600円	88,200円	89.5
3年	450円	350円	77.8	56,500円	50,000円	88.5

#### 2) 基本プラスアルファの制度的モデルによる比較

★ 給付額は、平均月額給与40万円を例にしています。

加入期間 (60歳以後退職)	年金の月額			水準(%)
	現行	変更後	水準(%)	
38年	13,050円	1,520円	11.65	基本プラスアルファは 代行部分と一体につき、 一時金の選択はできません。
35年	12,020円	1,400円	11.65	
30年	10,300円	1,200円	11.65	
25年	8,590円	1,000円	11.64	
20年	6,870円	800円	11.64	
15年	5,150円	600円	11.65	
10年	3,430円	400円	11.66	
5年	1,710円	200円	11.70	
3年	1,030円	120円	11.65	